

IV 認知症高齢者等対策の推進に向けた理念の明確化

1 本市が果たすべき使命

認知症高齢者等対策を進めるにあたり、にっこり安心プランのリーディングプロジェクトとして掲げた「まちぐるみで認知症ケア」の実現に向け、本市の果たすべき使命（ミッション）は「どうあるべきか」を明らかにします。

認知症になっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ることにより、未来に向かって「まちぐるみで認知症ケア」の実現に貢献します。

2 将来像

将来像（ビジョン）は、「何をすべきか」中期的将来像を示すものです。宇都宮市の認知症高齢者等対策についても、本市が果たすべき使命を踏まえ、「まちぐるみで認知症ケア」の実現に向けた将来像（ビジョン）を明らかにします。

- 認知症について正しく理解されている
- 認知症予防のための取組が着実に進んでいる
- 早期発見・早期診断のための取組や
医療・介護・福祉が連携したケア体制が充実している
- 介護者への支援が図られている
- 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域になっている
- 高齢者の権利擁護が図られている

V 認知症高齢者等対策における課題の整理

第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画及び第4期宇都宮市介護保険事業計画（計画期間：平成21～23年度）のリーディングプロジェクトである，認知症高齢者対策について，社会環境の変化やアンケート調査結果による市民・医療・介護・地域包括支援センターの現状とニーズ把握，さらにこれまでの取組や宇都宮市認知症高齢者等対策懇談会からの意見を踏まえ，認知症高齢者等対策における課題を整理しました。

1 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

【課題】

- ・ 高齢化の進行に伴い，今後，認知症の高齢者の増加が予測されています。
- ・ 認知症に対する正しい理解は，認知症の予防，早期発見，早期診断，家族介護，認知症高齢者を支える仕組みづくりに取り組む上で重要な基盤になります。
- ・ アンケートの結果，認知症に最初に気づくのは「家族」が多いことや，認知症サポーターについて「わからない」という意見が半数近くあることが分かりました。
- ・ このため，認知症対策をより実効性が高いものとするため，市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業にさらに取り組む必要があります。

2 認知症予防の推進

【課題】

- ・ 認知症については，脳血管性認知症のように健康的な生活習慣を保持することで予防できる認知症もあることから，高齢者等の身近なところから認知症予防に繋がる取組を充実する必要があります。

3 早期発見・早期診断のための取組の構築や

医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実

【課題】

(1) 早期発見・早期診断のための取組の構築

- ・ 認知症は、早期の段階で対応し適切な処置を行うとともに、適切な薬物療法やリハビリテーション等により、進行の抑制や症状の改善が見られる場合があります。
- ・ また、少しでも早く認知症の診断を受けることにより、認知症の早期段階から適切なケアを受けることが可能です。
- ・ アンケートの結果、認知症に最初に気づくのは「家族」が多いことから、家族等が認知症に早期に気づき、適切な窓口で相談することにより、認知症の早期発見・早期診断に結びつけるための取組が必要です。

(2) 医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実

- ・ アンケートの結果、医療・介護・福祉の連携については、医療・介護・福祉ともに、必要な時に連携してはいるものの、その連携に対する満足度については低調な状況にあります。その一方で、「連携の必要性」については、「必要である」という意見が最も多くなっています。
- ・ このため、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のない支援体制の構築に向け、地域包括支援センターや介護支援専門員、かかりつけ医等は、相互の連携をより深め、認知症高齢者の状態に応じた専門的な認知症ケアが提供される体制の整備が必要です。
- ・ さらに、認知症高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホームなどのサービス基盤の整備を推進する必要があります。

4 介護者への支援

【課題】

- ・ アンケートの結果，認知症の人を介護する家族は，肉体的・精神的なストレスを抱えていることが分かりました。
- ・ このため，認知症の人を介護する家族の身体的・精神的な負担の軽減を図り，心の通った介護が継続できるよう支援する必要があります。

5 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

【課題】

- ・ アンケートの結果，認知症高齢者が生活するうえで地域住民の協力は必要という意見が回答者の7割を占めています。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で生活することが可能になれば，自分らしさが維持されて，症状の進行を抑えることにもなり，認知症の人を介護する家族等の負担軽減にもつながります。
- ・ このため，本人や家族が認知症になっても，住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりが必要です。

6 高齢者の権利擁護の促進

【課題】

- ・ 近年，高齢者等を狙った悪質な事件等が頻発しており，日常生活上の様々な判断や手続き，金銭管理に援助が必要な高齢者が多くなっています。
- ・ このため，たとえ認知症になっても，本人の望む生活が継続できるよう，認知症高齢者等の権利を擁護するための取組が必要です。

VI 認知症高齢者等対策について

認知症高齢者等対策については、認知症の予防から気づき、早期発見と診断、認知症発症後のケアまで切れ目のない支援体制が必要です。そのため、認知症の進行に応じた取組を体系化し整理しました。

1 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

認知症に対する正しい理解は、認知症の予防や早期発見・早期診断、介護者への支援など、認知症高齢者を支える仕組みづくりに取り組むうえで重要な基盤になることから、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業を推進します。

【具体的対策】

(1) 認知症啓発月間などの導入による、全市的な啓発事業の推進（新規）

市民への認知症の理解を広げるため、広報紙やホームページの活用のほか、認知症予防講演会や認知症サポーター養成講座の開催などを集中的に実施する「認知症啓発月間」を設けるなど、全市的な啓発事業を展開することで、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識の向上を図ります。

【主な事業】

- 認知症普及啓発月間

(2) 認知症サポーター養成講座の効果的な展開（拡充）

まちぐるみで認知症の人やその家族を支援するため、職域や学校など、子供から高齢者までより多くの市民が受講できる認知症サポーター養成講座の展開を図ります。

【主な事業】

- 認知症サポーター養成講座

2 認知症予防の推進

(1) 介護予防（認知症予防）事業の推進

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて健康的な生活習慣の保持を心がけることにより認知症等の発症予防を図ります。

【具体的対策】

ア 介護予防教室（はつらつ教室）の充実（継続）

介護予防教室において、教室終了後も継続して介護予防に取り組むことができるよう、自主グループ化に向けた支援を行うとともに、認知症予防に関する内容の充実を図ります。

【主な事業】

○ 介護予防教室（はつらつ教室）

地域包括支援センターを中心に、簡単な運動や認知症予防のための頭と身体を使った体操、心身や生活を活性化するためのレクリエーション・創作活動などを通して、介護予防に関する知識の普及・啓発を推進しています。



イ 通所型介護予防事業（げんき応援教室）の実施（拡充）

げんき応援高齢者を対象に、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「うつ」、「閉じこもり」、「認知症予防」を総合的に盛り込んだ介護予防プログラムを提供するとともに、新たに、「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」、「認知症予防」の3種型介護予防プログラムを実施するなど、高齢者の多様なニーズに対応することで、事業終了後も継続して介護予防に取り組めるよう支援します。

【主な事業】

○ 通所型介護予防事業（げんき応援教室）

ウ 訪問型介護予防事業の実施（継続）

げんき応援高齢者のうち、通所型介護予防事業の利用が困難な高齢者等に対し、保健師等が家庭を訪問し、介護予防のための指導を行います。

【主な事業】

- 訪問型介護予防事業

(2) こころとからだの健康づくりの推進

認知症の起因とされる生活習慣病やうつ病の発症予防など、こころとからだの健康づくりや、生活の質の向上による社会的な健康づくりにより、認知症の発症予防を図ります。

【具体的対策】

ア 介護予防講演会の実施（継続）

こころとからだの健康づくりを図るため、介護予防講演会を実施します。

【主な事業】

- 介護予防講演会

イ 健康教育・健康相談の実施（継続）

生活習慣病予防と認知症予防の繋がりを意識した健康教育を実施することにより、壮年期からの認知症予防に取り組みます。また、地区市民センターなど身近な場所において、認知症の人やその家族など個別の相談に応じ、健康増進に必要な助言・指導を行います。

【主な事業】

- 健康教育・健康相談

ウ 特定健康診査（健康診査）の実施（継続）

市民が自らの健康状態を把握し、生活習慣等を改善することで予防できる認知症もあることから、特定健康診査（健康診査）の実施により、健康的な生活習慣を確立できるよう健康づくりを推進します。

【主な事業】

- 特定健康診査（健康診査）

エ 生きがいくりの支援（継続）

高齢者が生涯にわたり生きがいをもった明るい生活を送ることは、認知症の予防につながります。このため、老人福祉センター事業や老人クラブ活動等を通して、高齢者の生きがいくりを支援します。

【主な事業】

- 老人福祉センター
- 宇都宮市老人クラブ連合会，単位老人クラブ

○ 老人クラブ

老人クラブでは、趣味や健康づくりなど「生活を豊かにする楽しい活動」と、ボランティア活動など「地域を豊かにする社会活動」を柱に、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めることを目的として活動しています。



○ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の標準テキストに基づき、ビデオ上映も交えながら60分から90分の講座を実施し、講座修了者には、認知症サポーターのしるしとして「オレンジリング」を提供しています。



3 早期発見・早期診断のための取組の構築や

医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

認知症は、早期の段階で対応し適切な処置を行うとともに、適切な薬物療法やリハビリテーション等により、進行の抑制や症状の改善が見られる場合があります。また、少しでも早く認知症の診断を受けることにより、認知症の早期段階から適切なケアを受けることが可能です。

このため、本人や家族等ができるかぎり早く認知症に気づき、適切な窓口で相談や受診ができるよう、早期段階での認知症の気づきに繋げるための啓発事業など、早期発見・早期診断のための取組を構築するとともに、認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供されるよう、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

【具体的対策】

(1) 早期発見・早期診断のための取組の構築（新規）

- ・ 高齢者や家族等が早期段階で認知症に気づくことができるよう、認知症早期発見チェックリスト等の配布を実施します。
- ・ 基本チェックリストの活用や脳ドック受診補助など、早期発見に繋がる取組を推進します。
- ・ 市民に身近な場所で認知症に関する相談や受診ができるよう、医師会をはじめとする関係機関・団体と連携した支援体制の構築を図ります。

【主な事業】

- 認知症早期発見チェックリスト等の配布
- 基本チェックリストの活用
- 脳ドック受診補助
- 医師会をはじめとする関係機関・団体と連携した支援体制の構築

(2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実（拡充）

認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供されるためには、医療・介護・福祉が緊密に連携することが必要であり、各種サービスを総合的に調整、推進する地域包括支援センターの役割は重要です。このため、地域

包括支援センターを中心に、より一層、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

【主な事業】

- 包括的地域支援事業（総合相談・支援事業）

(3) 認知症ケアの質的向上（拡充）

認知症高齢者に対する介護サービスの提供は、より高い専門性が必要なことから、介護保険サービスを提供する施設、事業所に従事する実務者などを対象にした専門研修や新任者研修のほか、新たに、医療・介護従事者や地域包括支援センターなど、認知症の人やその家族を支える様々な関係機関による多職種合同研修や講演会を開催することで、認知症ケアの質的向上を図ります。

【主な事業】

- 介護従事者合同研修会の開催・支援

認知症高齢者やその家族等を地域ぐるみで支える体制づくりを推進するため、介護従事者を対象に、認知症ケアに関する様々な情報の提供などの事業者支援を行うことで、認知症ケアの質的向上を図ります。



(4) 介護サービス提供基盤の整備推進（継続）

認知症高齢者の症状に応じた適切なケアが提供されるよう、在宅サービスの充実や、介護保険事業計画に基づいた、介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホームなどのサービス基盤の整備を推進します。

【主な事業】

- 介護サービス提供基盤の整備推進

4 介護者への支援

認知症の人を介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減を図り、心の通った介護が継続できるよう、介護者への支援の充実を図ります。

【具体的対策】

(1) 認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報提供の充実（拡充）

認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報を、介護保険に関する通知と合わせて送るなど、入手しやすく、より有益でわかりやすい情報提供の充実を図ります。

【主な事業】

- 介護保険に関する通知などを活用した情報提供

(2) 家族介護教室の充実（拡充）

介護知識や技術の習得に加え、認知症についての基礎知識について学習する機会の提供のほか、新たに、認知症の人やその家族などが一緒に参加するプログラムを提供することで、家族介護力の向上を図ります。

【主な事業】

- 家族介護教室

(3) 認知症の人を介護する家族のつどいや交流会の開催（拡充）

認知症の人を介護する家族同士のつどいや交流会は、他の家族の介護体験から多くのヒントを得ることができる貴重な場所であり、認知症の人を介護する家族に身近な場所で開催できる体制を整える必要があります。

このため、地域包括支援センターと関係機関のより一層の連携により、日常生活圏域など、認知症の人を介護する家族に身近な場所で開催することで、情報交換の場を広げます。

【主な事業】

- 認知症の人を介護する家族のつどい・交流会

(4) 認知症の人を介護する家族への支援の充実（継続）

ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業や高齢者等ホームサポート事業、はいかい高齢者等家族支援事業補助金など既存の事業を活用することで、認知症の人を介護する家族への支援の充実を図ります。

【主な事業】

- ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業
- 高齢者等ホームサポート事業
- はいかい高齢者等家族支援事業補助金



5 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の専門職が緊密に連携した切れ目のない認知症ケアと合わせ、近所の人による見守りなど、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりを推進します。

【具体的対策】

(1) 認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実（拡充）

自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員のほか、地域包括支援センター、医療・介護従事者などの関係者が連携を深めるため、県モデル事業の取組をふまえ、新たに、地域資源マップの作成などを共同で行うことにより、まちぐるみで認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実を図ります。

○ 認知症地域支援体制構築等推進事業（県モデル事業）

栃木県が、市町単位でモデル地域を設定し、先駆的に認知症地域支援体制を構築することにより、県内各地域にその成果の普及を図ることを目的に実施する事業で、本市では平成21・22年度の2か年間モデル事業に取り組んでいます。



（地域資源マップ作成の様子）

本市では、モデル事業を進めるにあたり、市内の高齢化率などを考慮し市内3地区（西・桜地区、古里中学校区、横川地区）をモデル地区に設定し、地域包括支援センターを中心に事業を進めてきました。

モデル事業の主な取組みとしては、地域資源マップの作成、介護従事者の情報交換会、介護家族の交流会や認知症サポーター養成講座など、まちぐるみで認知症高齢者と介護家族を支えるための事業を実施してきました。

(2) 地域包括支援センターの利用促進（継続）

地域包括支援センターは、認知症の人やその家族からの相談に対する窓口として、在宅介護の方法や介護サービスに関する情報提供、サービス利用に関する相談等に応じていますが、身近な相談機関としてより一層利用されるよう、公正・中立性を確保し、地域から理解と協力を得られるよう地域包括支援センターの単独設置や、効果的・継続的・積極的な広報活動に努めます。

【主な事業】

- 地域包括支援センターの周知

6 高齢者の権利擁護の促進

近年、高齢者等を狙った悪質な事件等が頻発しており、日常生活上の様々な判断や手続き、金銭管理に援助が必要な高齢者が多くなっています。このため、たとえ認知症になっても、本人の望む生活が継続できるよう、認知症高齢者等の権利を擁護するための取組を促進します。

【具体的対策】

(1) 成年後見制度の活用と周知・理解の促進（継続）

成年後見制度が広く利用されるためには、成年後見制度について周知を図る必要があることから、介護家族や民生委員・児童委員、介護事業者等に対して、成年後見制度の概要や手続き等について周知を図るとともに、成年後見制度など権利擁護に関する講座等のより一層の充実により、成年後見制度の利用に向けた取組を推進します。

【主な事業】

- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度など権利養護に関する講座等の開催

(2) 権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進（継続）

自己決定能力の低下した高齢者等の権利を擁護し財産を守るため、宇都宮市社会福祉協議会に設置されている権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」について、本市が配布する「高齢者サービスのしおり」などを通じた周知により同センターの利用を促進します。

【主な事業】

- 高齢者サービスのしおりなどを活用した周知

(3) 高齢者への虐待防止に向けた取組の推進（継続）

高齢者虐待が発生する要因は多種多様であることから、対応にあたっては市と地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力することが重要です。このため、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた住民や関係機関に対する啓発を行うとともに、地域包括支援センターを中心に、「地域会議」等すでに構築されているネットワークを活用し、地域での早期発見や見守り体制、関係機関からの専門的な支援といった幅広い支援を行います。

【主な事業】

- 包括的地域支援事業（権利擁護事業）

○ 認知症高齢者等対策における事業一覧および実施スケジュール

正 常		認知症の発症・進行		実施スケジュール		
予 防	気づき	早期発見・診断	専門的な認知症ケア	平成21年度	平成22年度	平成23年度～
1 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進						
		認知症啓発月間				● 新規
		認知症サポーター養成講座				◎ 拡充
2 認知症予防の推進						
		介護予防教室(はつらつ教室)		○ 継続		
		通所型介護予防事業(げんき応援教室)				◎ 拡充
		訪問型介護予防事業		○ 継続		
		介護予防講演会		○ 継続		
		健康教育・健康相談		○ 継続		
		特定健康診査(健康診査)		○ 継続		
		老人福祉センター		○ 継続		
		宇都宮市老人クラブ連合会 単位老人クラブ		○ 継続		
3 早期発見・早期診断のための取組の構築や医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実						
		認知症早期発見チェックリスト等の配布				● 新規
		基本チェックリストの活用		○ 継続		
		脳ドック受診補助				◎ 拡充
		医師会をはじめとする関係機関・団体と連携した支援体制の構築				● 新規
		包括的地域支援事業(総合相談・支援事業)				◎ 拡充
		介護従事者合同研修会の開催・支援				◎ 拡充
		介護サービス提供基盤の整備推進		○ 継続		
4 介護者への支援						
		介護保険に関する通知などを活用した情報提供の充実				◎ 拡充
		家族介護教室				◎ 拡充
		認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催				◎ 拡充
		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業		○ 継続		
		高齢者等ホームサポート事業		○ 継続		
		はいかい高齢者等家族支援事業補助金		○ 継続		
5 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進						
		認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実				◎ 拡充
		地域包括支援センターの周知		○ 継続		
6 高齢者の権利擁護の促進						
		成年後見制度利用支援事業		○ 継続		
		成年後見制度など権利擁護に関する講座等の充実		○ 継続		
		高齢者サービスのしおりなどを活用した周知		○ 継続		
		包括的地域支援事業(権利擁護事業)		○ 継続		

Ⅶ 対策の着実な推進に向けて

1 関係機関との連携

「まちぐるみで認知症ケア」を実現するためには、地域社会において、認知症の人やその家族を支えていくことが重要であり、医療・介護・福祉の連携のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。このため、市や市民が互いの特性や能力を發揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体等の活動や、関係機関や団体（民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自治会など）など地域の様々な社会資源との緊密な連携を図ります。

【まちぐるみで認知症ケアのイメージ】



2 対策の進行管理

本対策は、「まちぐるみで認知症ケア」の実現に向けて、取り組むべき課題と具体的に取り組むべき事業を設定することで、積極的な取組を実践するものです。このため、本対策は、じっくり安心プランの「P l a n (政策形成)－D o (実施)－C h e c k (評価)－A c t i o n (改善)」のマネジメントサイクルの実施にあわせ、進捗状況を検証・評価するとともに、宇都宮市社会福祉審議会に意見を求め、市として必要な対策を講じます。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心ふれあう福祉のまちをつくります

発行者	宇都宮市 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp
編集	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課 電話：028(632)2904 ファックス：028(632)3040 E-mail:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp